

付加価値税 | 売り手が税金を滞納している場合の買い手のVAT還付

2025年10月

■ 文書

カントー市税務局は、2025年9月29日付で、付加価値税に関するオフィシャルレター 2909/CTH-QLDN1を発行しました。

■ ポイント

2025年7月または2025年第3四半期以降のVAT還付対象課税期間において、資格要件、必要な条件を満たす企業は、規定に従い、輸出に対するVAT還付請求を行うことができます。ただし、売り手が当該課税期間のVAT申告書類を完全に提出していない（提出期限を過ぎていない場合を含む）、または、当該期間のVATを滞納している場合、買い手は当該課税期間に対応するインボイスについて、VAT還付を受ける権利を有しません。還付されないVAT額について、2024年付加価値税法第14条第1項の規定に該当し、同法第14条第2項に定める条件を満たす場合、法令に従い、仕入VATを控除することができます。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>
vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。